

茨城県報 第163号

平成2年8月6日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●国民健康保険医等の登録の削除(医療福祉課)	1
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課)	2
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課)	2
●使用料の徴収事務の委託(観光物産課)	3
●定款変更の認可(4件)(農地管理課)	3
●道路の区域変更(3件)(道路維持課)	4
●入館料の徴収事務の委託(文化課)	6

公 告

●都市計画の図書の縦覧(3件)(都市計画課)	6
●開発行為の工事完了(3件)(建築指導課)	7
●道路の位置の指定(")	8
●宅地開発事業の工事完了(")	9

正 誤

●平成2年7月16日付け茨城県報第157号中	9
------------------------------	---

告 示

茨城県告示第980号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第47条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医の登録を削除したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録記号番号	国保医等氏名	登録削除年月日	理 由
茨国歯1009	長 村 六 郎	2. 5. 2	病気の為



茨城県告示第981号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
田 所 稔	茨 医 7 8 8 3	2. 7. 13
笹 山 公 男	茨 医 7 8 8 4	2. 7. 16
佐々木 徹	茨 医 7 8 8 5	〃
浦 中 淳	茨 医 7 8 8 6	〃
武 田 讓	茨 歯 2 4 0 3	2. 7. 3
吉 田 勝 幸	茨 歯 2 4 0 4	2. 7. 17
土 屋 雄 一	茨 歯 2 4 0 5	〃
若 田 部 文 彦	茨 歯 2 4 0 6	2. 7. 19
矢 野 敦 嗣	茨 歯 2 4 0 7	〃
小 倉 晃 治	茨 歯 2 4 0 8	2. 7. 23
宮 部 章	茨 薬 1 3 7 2	2. 7. 6
片 淵 龍	茨 薬 1 3 7 3	2. 7. 7
飯 島 淳 子	茨 薬 1 3 7 4	2. 7. 17
高 橋 三 枝 子	茨 薬 1 3 7 5	〃

茨城県告示第982号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により公示する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

株式会社 ケーヨー

2 建物の名称及び所在地

ケーヨーホームセンター潮来店

行方郡潮来町延方字上須賀乙2738-1外

茨城県告示第983号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務の委託をした。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 受 託 者

常 北 町

2 委託に係る使用料

茨城県常北家族旅行村の設置及び管理に関する条例(昭和58年茨城県条例第11号)第12条第1項の規定による有料施設の使用料

3 委託期間

平成2年4月1日から平成3年3月31日まで

~~~~~  
**茨城県告示第984号**

平成2年7月13日付けで境東部土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成2年7月27日認可した。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~  
茨城県告示第985号

平成2年5月30日付けで平磯土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成2年7月27日認可した。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~  
**茨城県告示第986号**

平成2年6月18日付けで新利根川土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成2年7月30日認可した。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男  
~~~~~

茨城県告示第987号

平成2年6月27日付けで中妻地区土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成2年7月30日認可した。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年8月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 常陸太田烏山線
- 3 道路の区域

区 分	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡金砂郷村大字赤土 455番地先から	旧	メートル 最大 10.0	メートル 800.0	
		最小 4.0		
久慈郡金砂郷村大字下宮河内 812番1地先まで	新	最大 39.0 最小 12.0	800.0	現道拡幅による区域変更

茨城県告示第989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年8月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 常陸太田大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字小生瀬 字富士山下4562番1地先から 久慈郡大子町大字小生瀬 字根本45番1地先まで	旧	メートル 最大 19.0	メートル 950.0	
久慈郡大子町大字小生瀬 字富士山下4602番1地先から 久慈郡大子町大字小生瀬 字根本45番1地先まで		最小 4.5		
久慈郡大子町大字小生瀬 字富士山下4602番1地先から 久慈郡大子町大字小生瀬 字根本45番1地先まで		最大 36.0	975.0	
久慈郡大子町大字小生瀬 字根本45番1地先まで		最小 10.0		
久慈郡大子町大字小生瀬 字富士山下4602番1地先から 久慈郡大子町大字小生瀬 字根本45番1地先まで	新	最大 36.0 最小 10.0	975.0	大子町へ移管のため の区域変更

茨城県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年8月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大子那須線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字下野宮 字戸ノ内前1393番3地先から 久慈郡大子町大字下野宮 字駒坂782番1地先まで	旧	メートル 最大 6.0	メートル 540.0	
久慈郡大子町大字下野宮 字下野内1107番2地先から 久慈郡大子町大字下野宮 字岩ヶ沢 ⁹²⁷ ₉₂₈ 番地先まで		最小 4.8		
久慈郡大子町大字下野宮 字下野内1107番2地先から 久慈郡大子町大字下野宮 字岩ヶ沢 ⁹²⁷ ₉₂₈ 番地先まで		最大 23.0	600.0	
久慈郡大子町大字下野宮 字岩ヶ沢 ⁹²⁷ ₉₂₈ 番地先まで		最小 12.0		

久慈郡大子町大字下野宮 字下野内1107番2地先から 久慈郡大子町大字下野宮 字岩ヶ沢 ⁹²⁷ ₉₂₈ 番地先まで	新	最大 23.0 最小 12.0	600.0	大子町へ移管のため の区域変更
--	---	--------------------	-------	--------------------

~~~~~

**茨城県告示第991号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、入館料の徴収事務を次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 販売委託先

J R 東日本水戸支社 水戸市三の丸1-4-47

2 販売委託の期間

平成2年8月1日から平成2年10月25日まで

3 委託する事務

学校以外の教育機関の設置・管理及び職員に関する条例第3条に規定する茨城県近代美術館に係る同条例第7条に規定する入館料

**公 告**

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画道路の変更に伴い、水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

水戸市常磐町の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市計画課

~~~~~

下館・結城都市計画道路の変更に伴い、関城町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

3・5・53 稲荷藤ヶ谷線

関城町大字梶内字館野, 字北中島, 字向台, 字小山, 字本田, 字寿留須内, 字幸福地, 字上屋敷, 字木戸東, 字加呂土窪の各一部

大字木戸字宮本, 字西谷の各一部

大字藤ヶ谷字戸崎, 字赤坂, 字丸山, 字大崎の各一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市計画課

~~~~~

下館・結城都市計画道路の変更に伴い、結城市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

8・7・1 南部1号線

結城市大字結城字田村内の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

協和町大字八幡字宮東181番2, 字宮182番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区一番町23番地3

コープケミカル 株式会社

代表取締役 田 中 隆

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市高場字下谷1935番3, 1939番1, 同番3, 1940番, 1941番2, 1879番3

2 事業主の住所及び氏名

水戸市中央2-6-10

株式会社 ドウスペース

代表取締役 藤 田 良 保

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町成田町字ヲンダン2176番1, 2177番2

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡大洗町成田町2163番地

日本核燃料開発株式会社

代表取締役社長 亀 井 久

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1356号	2.7.23	日本原子力 研究所 東海研究所 所 長 朝岡 卓見	那珂郡東海村白 方字白根2番地 の4	那珂郡東海村舟石川字	メートル	メートル
				長堀764番3, 765番3,	10.00	120.00
				村松字馬頭根2116番1, 同番18, 同番19, 同番 20, 2610番28	8.00 4.00	220.00 134.00

●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

平成2年8月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡東村大字清水字入谷417番2，同番3，字池之内441番1の一部，同番2，同番4の一部，字下つや池之内504番1の一部，同番2，字池田丙2060番1の一部，同番2の一部，丙2062番1の一部，丙2063番1の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都大田区雪谷大塚町1番29号

株式会社 旗ヶ岡製作所

代表取締役 大 崎 佐 一

正 誤

●平成2年7月16日付け茨城県報第157号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から7	勝田市町	勝田市長



毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)